平成２３年（フ）第５６３号
埼玉県幸手市西１丁目15番24号　野口商事有限会社第３社員寮、旧住所茨城県結城郡八千代町大字下山川273番地１
債務者　小嶋　政美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１０号
さいたま市中央区大戸５丁目12番10号　宮田ハイツ102号、旧住所埼玉県三郷市彦成３丁目11番13―803号
債務者　外山　絵里
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６６６号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目１番５号　フラワーハイツ203号
債務者　宮内美佐子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７１号
埼玉県川口市大字東本郷1367番地の６　ヒルトップハイツＦ棟101号
債務者　影山知恵子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７３号
埼玉県朝霞市東弁財２丁目４番16号　K8103―308
債務者　佐久間政司
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７０８号
埼玉県幸手市北１丁目22番11号　コーポミノール102、旧住所埼玉県幸手市南３丁目25番16号　松本ハイツ201
債務者　平野かおる（旧姓田崎）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７２７号
さいたま市緑区大字三室1455番地２、旧住所さいたま市緑区大字三室1056番地４　ムカサテラスハウスＢ―１
債務者　関野　祥子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６６号
埼玉県桶川市末広３丁目３番19号　メゾンドール末広201号
債務者　高橋　八生
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７７３号
埼玉県加須市花崎北２丁目４番地２　７号棟
債務者　小髙　恵子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７７８号
埼玉県北足立郡伊奈町西小針５丁目91番地
債務者　井川麻奈美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８００号
埼玉県北本市大字下石戸下495番地
債務者　明瀬鹿之助
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2519番地12
債務者　石川眞由美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９１号
新潟県長岡市西川口961番地
債務者　関　　朱美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６３９号
愛知県知多郡武豊町字楠２丁目39番地
債務者　相川　　泉
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５４号
名古屋市天白区中平２丁目1025番地　カレッジ山内Ⅱ305号
債務者　渡邊百合惠
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２０号
名古屋市北区川中町13番４号　メゾン川中109号
債務者　栗原　克美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで名古屋地方裁判所民事第２部